

環境対策、モニタリング、火災防止対策

■環境モニタリングの目的

環境モニタリングを行う目的は、廃棄物処理現場（建物の解体現場や仮置場等）における労働災害の防止、その周辺における地域住民への生活環境への影響を防止することである。

以下に環境モニタリング項目、地点の選定の考え方等を示す。

■環境モニタリング項目

建物の解体現場及び災害廃棄物も仮置場における環境モニタリング項目の例は表に示すとおりである。環境モニタリング項目を事前に検討している場合は、実際の災害廃棄物処理機器の位置や処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング項目の再検討を行う。また災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境項目以外の調査項目を加えて見直し・追加を行う。

表 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・ 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・ 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な散水の実施 ・ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・ 周囲への飛散防止ネットの設置 ・ フレコンバッグへの保管 ・ 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・ 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・ 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・ 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土 壤 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物から周辺土壤への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ P C B 等の有害廃棄物の分別保管
臭 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に遮水シートを敷設 ・ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・ 水たまりを埋めて腐敗防止

参考：「災害廃棄物分別・処理実務マニュアル－東日本大震災を踏まえて」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）を参考に作成

■環境モニタリング地点の選定の考え方（例）

環境モニタリング地点の選定の考え方の例を以下に示す。なお、環境モニタリング地点を事前に検討している場合は、実際の被害状況や災害廃棄物処理機器の位置、処理・処分方法を踏まえ、環境モニタリング地点の再検討を行う。

①大気、臭気

- ・ 災害廃棄物処理機器（選別機器や破碎機など）の位置、腐敗性廃棄物（水産廃棄物や食品廃棄物等）がある場合はその位置を確認し、環境影響が大きい想定される場所を確認する。
- ・ 災害廃棄物処理現場における主風向を確認し、その風下における住居や病院などの環境保全対象の位置を確認する。
- ・ 環境モニタリング地点は、災害廃棄物処理現場の風下で周辺に環境保全対象が存在する位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。

②騒音・振動

- ・ 騒音や振動の大きな作業を伴う場所、処理機器（破碎機など）を確認する。
- ・ 作業場所から距離的に最も近い住居や病院などの保全対象の位置を確認する。
- ・ 発生源と受音点の位置を考慮し、環境モニタリング地点は騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。なお、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点を複数点設定することも検討事項である。

③土壤等

- ・ 土壤については、事前に集積する前の土壤等 10 地点程度を採取しておくと、仮置場や集積所の影響評価をする際に有用である。また仮置場を復旧する際に、仮置場の土壤が汚染されていないことを確認するため、事前調査地点や土壤汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査地点として選定する。東日本大震災の事例として、以下の資料が参考となる。

【参考資料】仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壤汚染確認のための技術的事項（環境省）

　災害廃棄物仮置場の返還に係る土壤調査要領（岩手県）

　災害廃棄物仮置場の返還に係る土壤調査要領運用手引書（岩手県）

③水質

- ・ 雨水の排水出口近傍や汚土壤汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査する。

■環境モニタリング方法の例

以下に、東日本大震災の被災地における事例を示す。

影響項目	調査・分析方法（例）
大気（飛散粉じん）	JIS Z 8814 ろ過捕集による重量濃度測定方法に定めるローボリュームエアサンプラーによる重量法に定める方法
大気（アスベスト）	アスベストモニタリングマニュアル第4.0版（平成22年6月、環境省）に定める方法
騒音	環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）に定める方法
振動	振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に定める方法
土壤等	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定有害物質（土壤ガス調査） 平成15年環境省告示第16号（土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法） ・第二種特定有害物質（土壤溶出量調査） 平成15年環境省告示第18号（土壤溶出量調査に係る測定方法） ・第二種特定有害物質（土壤含有量調査） 平成15年環境省告示第19号（土壤含有量調査に係る測定方法） ・第三種特定有害物質（土壤溶出量調査） 平成15年環境省告示第18号（土壤溶出量調査に係る測定方法）
臭気	「臭気指数及び臭気排出強度算定の方法」（H7.9 環告第63号）に基づく方法とする。
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準を定める省令（S46.6 総理府令第35号） ・水質汚濁に係る環境基準について（S46.12 環告第59号） ・地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（H9.3 環告第10号）

■環境モニタリングの実施頻度

環境モニタリングを実施する頻度の例を以下に示す。

表 環境モニタリングの実施頻度（「宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(平成25年4月、宮城県)）

調査事項	調査項目		モニタリング頻度							
			気仙沼	南三陸	石巻	宮城東部	名取	岩沼	亘理	山元
大気質	排ガス	ダイオキシン類	2回/年	1回/月	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/月	1回/年
		窒素酸化物 (NOx)								
		硫黄酸化物 (SOx)			4回/年	6回/年	6回/年	6回/年		6回/年
		塩化水素 (HCl)								
		ばいじん								
	粉じん（一般粉じん）		1回/月	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	1回/年	2回/年	※1
	石綿（特定粉じん）	作業ヤード	※2	4回/年	1回/月	4回/年	1回/月	※2	1回/月	1回/月
		敷地境界	1回/月	※2	※2	※2	2回/年	※2	※2	※2
	騒音レベル		2回/年	2回/年	常時	1回/年	3回/年	3回/年	2回/年	4回/年
	振動レベル									
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気強度）		2回/年	2回/年	1回/月	1回/年	1回/年	1回/年	※1	※3
水質	水素イオン濃度 (pH) 浮遊物質量 (SS), 濁度等		1回/月 ※4	2回/年	2回/年 ※4	1回/月 ※5	2回/年	1回/月 ※4	2回/年	
	生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)									
	有害物質		※5		※5	1回/年	1回/年	1回/月	※5	
	ダイオキシン類									
分級土	全窒素 (T-N), 全リン (T-P)		※5			1回/月	2回/年	※5		
	有害物質									

※1 影響が想定される周辺地域に人家等が存在しないため選定しない

※2 廃石綿等の廃棄物が確認された場合には測定

※3 煙突排ガスの臭気成分は高温燃焼により分解され、環境影響は小さいと考え選定しない

※4 雨水貯水池から公共水域への放流口で測定

※5 施設排水は生じないため選定しない

■対策の検討

環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過するなど周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、適切な対策を実施することにより、環境影響を最小限に抑える必要がある。

■火災防止対策について

仮置場における火災防止対策については、「廃棄物分別・処理実務マニュアル」（一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著）や「仮置場における火災発生の防止について（再周知）」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、事務連絡 平成23年9月21日）で詳しく記述されているため参照のこと。

事務連絡
平成23年5月10日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

仮置場における火災発生の防止について

災害廃棄物の仮置場への搬入が進む中、5月6日の午後3時頃、宮城県仙台市青葉区芋沢に設置された仮置場で火災が発生しました。火災の発生原因は現在調査中ですが、概要について取り急ぎ別添の通り情報提供いたします。

仮置場における火災発生の防止策としては、

- ① ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入されないよう確認を強化すること、搬入されてしまった場合は分けて保管すること、
- ② 防火水槽、消火器等の設置を行うこと、
- ③ 可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと、
- ④ 可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと、

が挙げられます。

以上の点に留意し、仮置場での火災発生の防止が図られますよう、貴管内市町村に対し周知方お願ひいたします。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、宮田

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

(別添)

仮置場（仙台市青葉区芋沢）における火災発生の概要

火災発生の日時	平成 23 年 5 月 6 日（金）15 時頃
火災発生場所	宮城県仙台市青葉区芋沢に設置された仮置場のうち、布団や本棚等の可燃物が集積された場所
火災の発生した範囲	約 400 m ² （集積されていた可燃物の約 7 割が焼失）
火災発生の状況	中腹から煙が出たため、作業員により重機でごみを移動させたところ火が上がった。
火災の発生原因	現在究明中
火災による被害	けが人はなし
鎮火までの時間	約 7 時間
火災発生後の対応	仙台市は更にごみを受け入れるのは危険であると判断し、当該仮置場の閉鎖を決めた。

事務連絡
平成 23 年 9 月 21 日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

仮置場における火災発生の防止について（再周知）

東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物のうち、市町村等関係者の皆様の努力により現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物について 8 月末までに仮置場へ概ね搬入するという当面の目標を達成したところです。

さて、災害廃棄物の仮置場への搬入が進む中、5 月から 9 月にかけて、別添のとおり各地の災害廃棄物の仮置場で火災が発生したため、これらの火災について、火災の発生原因、火災の状況概要、消防部局からの指導内容、火災発生後の対応を取りまとめましたので情報提供いたします。発生原因は不明や調査中のものを除くと、ほとんどが自然発火と推定され、可燃物、混合物、廃材、家電、畳、金属くずが焼失した主な災害廃棄物として挙げられています。

また、仮置場における火災発生の防止策として、これまで「仮置場における火災発生の防止について（5 月 10 日）」、「仮置場における留意事項について（5 月 19 日）」を発出し、

- ① ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入されないよう確認を強化すること、搬入されてしまった場合は分けて保管すること、
 - ② 防火水槽、消火器等の設置を行うこと、
 - ③ 可燃物内からの煙の発生等について目視による定期確認を行うこと、
 - ④ 可能であれば可燃物内の温度や一酸化炭素濃度を測定し、その結果に基づき必要な管理を行うこと、
 - ⑤ 可燃物や木くずは発火や発熱の防止の観点から、5 メートル以上の高さに積み上げることは避けるべきという報告があることから、積み上げ高さにも十分配慮すること、
- 等の注意喚起を促してきました。

これに加え、火災発生事例については各地の消防部局から、

⑥ 仮置場にガス抜き管を設置すること
の指導が行われています。

つきましては、これらについて御配慮いただくとともに、貴管内の市町村に対して再度周知をお願いします。

また、仮置場における火災予防策について情報提供を行うため、震災対応ネットワーク（取りまとめ：国立環境研究所）において「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防」の改訂が行われ、第2報として取りまとめられておりますので、御参照ください（参考資料）。

※震災対応ネットワークとは：災害で発生した廃棄物や被災地の生活で発生する廃棄物等について、技術的観点から支援することを目的とした全国の大学、国及び地方の研究機関、自治体、関連団体、民間等の知識・技能を有する方々のネットワーク

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 青竹、宮田

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

事務連絡

平成 23 年 9 月 28 日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

仮置場における火災発生の防止について（再周知）（補遺）

災害廃棄物の仮置場への搬入が進む中、各地の災害廃棄物の仮置場で火災が発生しました。これらの火災について、発生原因、状況概要、消防部局からの指導内容、火災発生後の対応等を取りまとめ、平成 23 年 9 月 21 日付け事務連絡「仮置場における火災発生の防止について（再周知）」により周知したところですが、今般新たに情報を入手しましたので送付します（別添参照）。

また、同事務連絡において、火災事例については各地の消防部局から「⑥仮置場にガス抜き管を設置すること」の指導が行われているので御配慮いただくようお願いしました。これについて、震災対応ネットワークから下記事項の報告がありましたので、仮置場においてガス抜き管の設置を行う場合には御留意いただくとともに、貴管内市町村等に対し周知方お願いいたします。

※震災対応ネットワークとは：災害で発生した廃棄物や被災地の生活で発生する廃棄物等について、技術的観点から支援することを目的とした全国の大学、国及び地方の研究機関、自治体、関連団体、民間等の知識・技能を有する方々のネットワーク

記

ガス抜き管を設置する場合の留意事項（仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）p. 2 参照）

○廃棄物層の温度が摂氏 80 度以上あると、掘削することによって酸素が流入し、発火に至る可能性があることから注意が必要である。また、廃棄物の山の下部に厚さ 30cm

以上の碎石層を敷いている場合、ガス抜き管の設置は避けること。

○ガス抜き管を設置する場合は、廃棄物堆積初期から設置するか、切り返し時に設置するようにすること。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 青竹、宮田

TEL 03-5521-8358 (直通)、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

仮置場における火災発生の概要(別添)

	市町村	発生日時	発生場所	発生原因	火災状況概要	人的被害	消防部局からの指導内容	火災発生後の対応
1 宮城県 仙台市	H23. 5. 6 15:00	中山台1号緑地仮置場(仙台市青葉区芋沢)	不明	集積されていた可燃物(布団、本棚等)約1,200m ³ が焼失したもの	なし	なし	・当該搬出を早急に実施した。 ・今回の火災原因としては、着火しやすい燃料等の搬入があつたものと想定し、他の仮置き場の搬入チェックをさらに厳格にするとともに、その閉鎖の時期を延長することなく、1週間後には全部の仮置き場を閉鎖した。	
2 宮城県 石巻市	H23. 6. 7 16:37	雄勝海洋センター仮置き場(石巻市雄勝神17地内)	調査中	廃材50m ³	なし	がれきの山への多孔管の設置	・仮置き場に警備員を夜間配置している。(規模によっては警備巡回の仮置き場もある。) ・防水タンクの設置(消火栓や配水ポンプの設置状況による。)	
3 "	H23. 8. 23 20:39	長浜仮置き場(石巻市魚町三丁目9番地内)	調査中	家電・量450m ³	なし	"		
4 "	H23. 9. 4 8:37	雲雀埠頭仮置き場(石巻市雲雀野二丁目地内)	調査中	量300m ³	なし	"		
5 宮城県 気仙沼市	H23. 8. 28 20:00	波路上ふれあい漁港内(気仙沼市波路上内沼地先)	混合廃棄物から自然発火とみられる	仮置きしている災害廃棄物のうち混合廃棄物等へ延焼した。消防車20~30台が出動し、重機3台で廃棄物の山をくずしながら消火を行った。翌朝5時45分ごろ鎮火。	なし	国立環境研究所取りまとめ「仮置き場の可燃性廃棄物の火災予報」の内容	・混合可燃物や量等の高さを下げ、各所に仕切り溝や穴を掘る ・ガス抜きパイプを設置する ・仮置き場の管理者で対応する ・高温時は重機で警備を実施する ・夜間の巡回高さを確保する ・危険性の高い駐させること ・ポンプを設置する ・運別・搬出を早急に開始する	

6	H23. 9. 11 7:11	波路上ふれあい漁港内(気仙沼市波路上内沼地先) 混合廃棄物から自然発火する	仮置している災害廃棄物のうち混合廃棄物の山から出火、約4平米の範囲で60cmの炎が上がった。消防の消火活動により7時30分ごろ鎮火。 なし	前回の火災後、以下の対策を講じていったが、低く崩して小分けにした山から再度発火した。選別・搬出が最も有効と考えるが、すぐに対応できないことから、その他の対策を継続することとした。 ・混合可燃物や置等の高さを下げ、各所に仕切り溝や穴を掘る。 ・ガス抜きパイプを設置する。 ・仮置き場の管理業者が温度測定を行ない、高温時は重機で搅拌する。 ・夜間の巡回警備を実施する。 ・危険性の高い置き場は、管理業者を24時間常駐させる。 ・ポンプを設置する。 ・選別・搬出を早急に開始する。
7	H23. 9. 16 7:43	宮城県 名取市	災害廃棄物一次仮置き場(名取市閑上字東須賀地内)	金属がれきと混合がれきの境界付近の金属がれきが炎上、16日午前8時ごろより名取市常備消防による消火活動開始、同日午前9時すぎ仙台市消防局の防災ヘリコプター出動要請(午前10時50分ごろより上空から17回消火剤散布)、仙台市消防局の7回消火水車、大量放水車出動要請、同日午後1時すぎ同機材による放水開始、同日午後4時過ぎ火災消滅、火災消滅後も冷却のため放水を継続、17日から金属がれきと混合がれきの重機による分離作業開始、19日午後4時前分離作業完了 なし
				・がれきの高さを下げるること ・消防から可搬ポンプ・放水ホースの貸与を受け常備する。(現場作業員へのポンプ操作法の教示は消防職員により19日に実施済み) ・がれきの高さを下げる こと(火災消滅後に着手し、継続中)

8	宮城県 亘理町	H23. 5. 9 18:30	第一次仮置き場(亘理 町吉田字砂浜地内)	可燃物付 近にあつ た石灰が 雨水と反 応し発 熱。がれ きが発 火。	木質系がれき約9m ²	なし	特になし	石灰は可燃物がれきと一緒に集積しな い
9	"	H23. 8. 18 7:00	第一次仮置き場(亘理 町吉田字砂浜地内)	調査中	畳30枚	なし	可燃ごみを 積み上げず きがないこと	可燃ごみの集積量を抑える
10	宮城県 東松島市	H23. 9. 18 18:05	大曲浜災害等廃棄物 仮置き場第一ストック ヤード(東松島市大曲 字南浜1-9)	自然発火 (詳細不明)	100m ² ×4mの区画で発火、当該区 画の櫛ね半分程度に火が回る。発火 から3時間程度で鎮火。迅速な初期 消火により本焼に変化なし。翌19日 午前3時まで消火栓による放水と重 機による搅拌を継続。同日午前9時 より、仮置き場として通常運営(一般 受入含む)	なし	特にない。 (現状にお いて、可能 な限りの対 策を講じて いるため)	・場内に消火栓の設置 ・集積した災害ごみの定期的な搅拌 ・5m間隔での多孔管の設置 ・多孔管の温度計測 ・定期的な場内散水 ・高さ5m以内の集積の徹底 ・24時間の監視体制(警備員、現場作 業員) ・緊急連絡網の整備

仮置場の可燃性廃棄物の火災予防(第二報)抜粋

(取り纏め：国立環境研究所)

- ▶ 仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、**高さ5メートル以下**、一山あたりの**設置面積を200平方メートル以下**にする。また、積み上げられる山と山との離間距離は**2メートル以上**とすること。
 - 5メートルを超えると、内部の発熱速度 > 表面からの放熱速度となり、蓄熱が促進される危険性があるため。
 - 堆積高さ、設置面積、離間距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。
- ▶ 積み上げられた山の上で作業する**重機の活動範囲を日単位で変更**すること(毎日同じ場所に乗らない)。
 - 数週間に1度は**仮置場の堆積物の切り返し**を行い、積み上げたままの状態で長期放置しないようにすること。
 - ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の**火花を散らす廃棄物の混在**を避ける。また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と**可燃性廃棄物を近接させない**。

- ▶ 降雨が繰り返されることによって、廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、**降雨が多い時期には特に注意が必要**。
- ▶ 積み上げられた堆積廃棄物の深層温度は、気温よりも1～2か月遅れで上昇することから、8月を過ぎても少なくとも**10月下旬程度までは注意が必要である**。
 - 火災予防のモニタリング
 - 最低でも**1週間に1度程度**は仮置場の山を巡回視察すること。
 - 表層から1メートル程度の深さの温度が**摂氏75度を超過**していたら**危険信号**
 - 表層から1メートル程度の深さの一酸化炭素濃度が**50 ppmvを超過**していたら**危険信号**
 - 堆積物から出てくる水蒸気が**芳香系の揮発臭がある場合**は**危険信号**
 - モニタリングは法肩部、小段部分を重点的に調査すること。
- ▶ 散水による火災防止効果を過度に期待せず、著熱しない環境(高さ制限等)や危険物の混入を避ける対策を実施すること。



仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）

震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）

(取り纏め：国立環境研究所)

1. 火災予防策

- ・可燃性廃棄物とは、木くず、畳、シュレッダーダスト、廃タイヤ、廃プラスチック類、粗大ごみ、剪定枝等、ならびにそれらの混合廃棄物である。
- ・仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ 5 メートル以下、一山当たりの設置面積を 200m² 以下にする。積み上げられる山と山との離間距離は 2 m 以上とする【参考】。
(なお、カナダの推奨基準では、木材チップに対して高さ 4 メートル以下、幅最大 8 メートル、全体で 1000 m³ 以下が規定されている。)

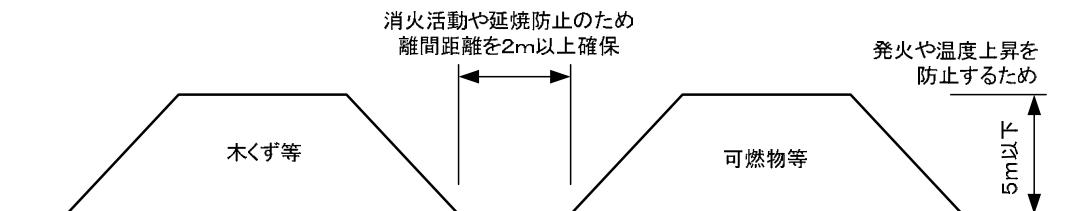


図 1 : 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

- ・ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物の混在を避ける。また、これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。
- ・積み上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する（毎日同じところに乗って転圧しない）。
- ・数週間に一度は仮置場堆積物の切り返しを行い、積み上げたままの状態で長期放置しないようにする。
- ・目視による観察を毎日行い、放熱による空気の揺らぎや水蒸気が確認された場合には、直ちに 2. で示す方法で温度を確認し、摂氏 40~70 度であれば、その部分の切り返しと置き換えの作業を行う。煙が確認された場合には、消防に連絡すること。
- ・繰り返しの降雨の後は堆積廃棄物内の温度が上昇するため、特に注意が必要である。
- ・堆積廃棄物の深層温度は、気温よりも 1~2 か月遅れで上昇することから、少なくとも 10 月下旬頃までは注意が必要である。
- ・積み上げから撤去までが短期間（数週間）の場合はこの限りでない。
- ・ガス抜き管（有孔管）を設置して放熱効果を高めることで火災予防を実施する場合、廃棄物層の温度が摂氏 80 度以上あると、掘削することによって酸素が流入し、発火

に至る可能性があることから注意が必要である。また、廃棄物の山の下部に厚さ30cm以上の碎石層を敷いている場合、ガス抜き管の設置は避けること。

- ・ガス抜き管を設置する場合は、堆積初期から設置するか、切り返し時に設置すること。
- ・切り返しを実施する際、敷地面積が狭いことから堆積廃棄物の全量を切り返しきれない場合、図2に示される火災発生の危険性が高い部位のみを切り返すことによって、火災発生抑制を図ることも可能である。
- ・消防器、防火水槽ならびに小型ポンプを常設し、自衛消防の体制を整え、火災が発生したときのために、仮置場の管理者自ら消火できるように備えておくこと。

2. 火災予防モニタリングと異常が発見された場合の対応

仮置場の巡回を最低でも週に1回程度実施し、下記のいずれか、もしくは、組み合わせたモニタリングを実施することで仮置場の安全性を確保する。

- ・表層から1m程度の深さの温度を測定する。
 - 摂氏60度以下であれば微生物発酵のみと考えて良く、火災の危険性はない。
 - 摂氏75~80度以上であれば、化学反応や酸化発熱と共に蓄熱が起こっていると考えられ、地中火災が発生する可能性があることから、危険信号と考えて良い。
 - 摂氏80~100度にて温度の上昇は一旦停止するが、これは水分の蒸発（顯熱）によるものであり、水分蒸発が終了すると発火する危険性が高い。法面を土砂等で被覆して酸素の供給を遮断するか、可燃性廃棄物の山の高さを低くするなどの対応が必要。

※ 摂氏80度を超過している場合の対応： 不用意な切り返しによって酸素が侵入し、急激に火災発生の危険性が高まる可能性があるため、摂氏80度を超えるときは、法肩部等に覆土を行い、温度が低下するのを待つこと。また、念のために消防に連絡しておくことが望ましい。
摂氏70度以下であれば、切り返しや、高さを低くする等の対策を実施可能と判断される。

- ・表層から1m程度の深さの一酸化炭素濃度を測定する。
 - 一酸化炭素濃度が50ppmvを超過するようであれば、危険信号と考えてよい。
 - 実際に無炎燃焼が内部で発生している場合、一酸化炭素濃度は数百ppmを超過することが多い。
 - 深さ1mのガス濃度を測定するのは、大気による希釈を防止するためである。
- ※ 一酸化炭素濃度が50ppmvを超過した場合の対応： 深さ1m程度の廃棄物温度を測定し、摂氏70~80度を超過しているかどうか確認すること。温度が80度を超過している場合、上述の通り、不用意な切り返しを行わないこと。また、数百ppmv以上ある場合は、温度が低くても廃棄物層内部のどこかで燃焼がおこっている可能性があるため、詳細な調査を実施してから切り返し等の作業や、覆土の設置等を実施すること。

- ・温度計も一酸化炭素濃度計も無い場合
 - 仮置場堆積物の上に上がり、芳香系の揮発臭があるかどうかを確認する。
 - 水蒸気の上昇よりもやや速度の速い蒸気もしくは煙があるかどうか確認する。
 - 別添資料1の仮置場の安全性評価チャート（案）を用いてもよい。

※ くすぶったような芳香系の揮発臭がある場合の対応：地中温度が上昇している可能性があるため、廃棄物層内の温度もしくは一酸化炭素濃度を測定すること。以後の対応は上述の通り、温度、一酸化炭素濃度の測定を実施し、適切な対策を施すこと。

・モニタリングする重点領域

- 法肩部分の最も危険性が高く、法肩から4m程度までを重点的に調査する。
- 小段部分についても空気の流入が大きくなることから注意が必要である。
- ただし、本重点領域は目安であり、全体的に調査することが望ましい。

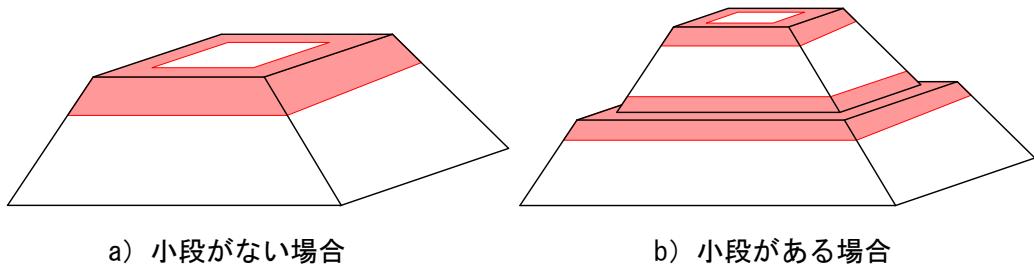


図2：仮置場廃棄物における火災発生危険性の高い領域

【米国における廃棄物処分場の地中火災診断】

USFA (United State Fire Administration) の地中火災診断

- 短期間での特異的な沈下があること
 - 亀裂等から放出される煙とくすぶったような芳香系の臭気があること
 - 一酸化炭素濃度が1,000ppm以上であること
- ※ カリフォルニア州では、100~1,000ppmで火災が疑わしいとして、温度観測が必要とし、10~100ppmでは、火災が発生しているかもしれないが、活発な燃焼は発生していないと判断している。
- 放出ガス温度が摂氏60度以上であること
 - 廃棄物温度が摂氏75度以上であること

3. 火災発生メカニズム

- ・可燃性廃棄物の積み上げを開始した初期には、微生物による好気性代謝や化学的な水和反応等によって発熱が生じる。その上にさらに廃棄物を積み上げることで蓄熱が起こる。

- ・積み上げ高さが高くなると、可燃性廃棄物の山の内部が嫌気状態となり、嫌気性微生物代謝によりメタンガス等が発生する。
 - ・このとき、作業重機等による荷重圧縮や、5メートルを超過する積み上げによる自重圧縮によって可燃性廃棄物内の嫌気性雰囲気が強まる。5メートルを超過すると、内部の発熱速度>表面からの放熱速度となり、蓄熱も促進される。
 - ・不飽和脂肪酸（木材からも抽出される）が存在すると、その酸化（二重結合の炭素に酸素が結合）熱により、比較的低い温度でも蓄熱火災（余熱発火）が生じる。
 - 不飽和脂肪酸のうち、二重結合の不飽和結合を多く持つものほど発熱しやすい。
 - 不飽和脂肪酸のうち、オレイン酸は摂氏80度の環境下で20時間で発火（余熱発火）し、100度の環境下では2.5時間で発火する。（内田ら：消防科学研究所報3号「油脂（脂肪酸）の発熱性について」1966年）
 - ・この酸化反応による発火が、メタン等の可燃性ガスに引火することで、他に火花の発生等の着火の要因がない場合でも、火災が発生する。
 - ・この時、酸素の供給が不十分だと無炎燃焼（炭焼き状態）となる。無炎燃焼は堆積物の内部で発生し、地中火災となることから煙等が目視されるまで気が付かないことが多い。
 - ・酸素の供給が十分だと有炎燃焼となる。表層火災となることから直ぐに目視によって確認できる。



a) 地中火災



b) 表層火災

図3：地中火災と表層火災における炎と煙の違い

- 降雨が繰り返されることによって廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるので、降雨が多い時期には特に注意が必要である。

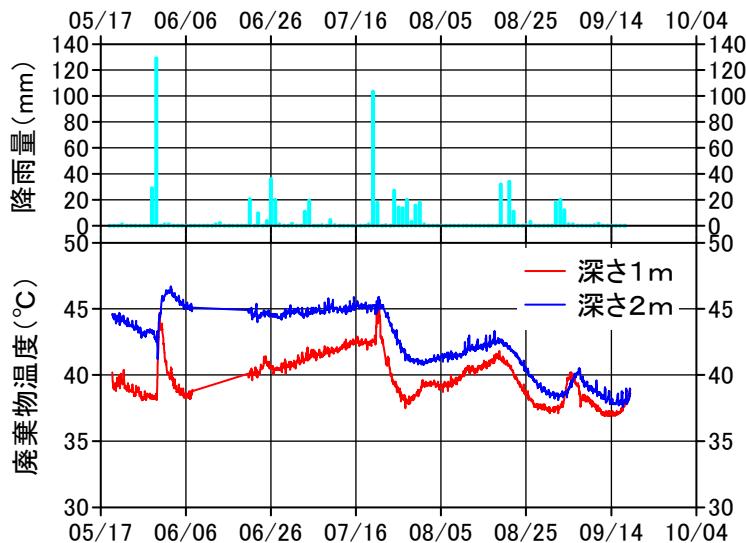


図4：被災県某仮置場における降雨量と堆積廃棄物内の温度の関係
(降雨後に廃棄物温度が上昇する傾向にある。本データは初動時のがれき堆積現場であり、
3月より1度も移動していないが、仮置場堆積廃棄物の高さが5m程度であるため、
温度の上昇が全体的に抑制されていることも確認できる。)

- 堆積廃棄物の深層温度は、気温よりも1~2か月遅れで上昇することから、8月を過ぎても少なくとも10月下旬程度までは注意が必要である。

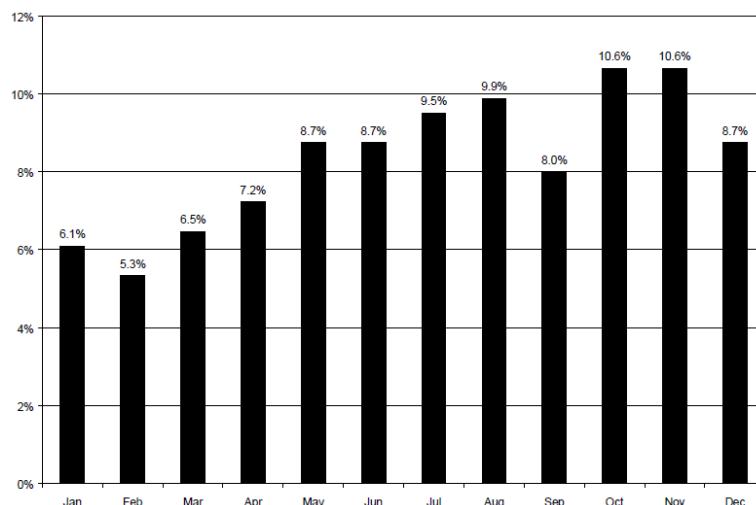


図5：北米最終処分場における月別の自然発火件数の割合
(原典：USFA: LANDFILL FIRES, -Their magnitude,
characteristics, and mitigation-, May 2002/FA-225)

4. その他の重要な留意点

4. 1 シート等による被覆について

- ・覆土による窒息消火（大気中の酸素の供給量を減少させ、燃焼を抑制する消火方法）という手法は、堆積物火災の消火時に多用されているが、シート被覆では、大気との遮断を十分に確保できない可能性があり、ガス道ができることで、大気からの酸素の供給が部分的に継続することが懸念される。
- ・また、シート被覆によって表面からの放熱が抑制、蓄熱が促進され、蓄熱火災（余熱発火）が生じる可能性があることから、飛散防止等のためのシート被覆は極力避けることが望ましい。
- ・ただし、堆積した可燃性廃棄物の法面のみをシート被覆することで、飛散防止と酸素の過剰侵入を防止できることから、法面のみシート被覆は有効と考えられる。

4. 2. 散水による火災防止等について

- ・適度な水分（表面が湿る程度）を与えることで飛散防止の効果がある。
- ・過剰な散水の場合、余剰水による浸出水が発生することや、廃棄物層の嫌気性雰囲気が強まるため、過剰な散水を行わないように注意する。表面が湿る程度に抑える。
- ・また、表面からの散水では可燃性廃棄物の山全体に均一に水が浸透しないことから、散水による火災防止効果を過度に期待せず、蓄熱しない環境（高さ制限等）や危険物等の混入を避ける対策の方が確実である。

【参考】

可燃性廃棄物の堆積高さを 5 メートルに制御するのは、財団法人廃棄物処理事業振興財団編著「不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術」p. 80、p. 90 の対策工法より引用した。本書籍は不法投棄現場（主に建設系混合廃棄物）を対象としているが、仮置き場の混廃となっている災害廃棄物の組成が建設系混廃となっていることから、同様の対応が適用可能と考えられる。また、高さ 5 メートル、離間距離 2 メートルは、容易な消火活動を行う上でも必要な対応である。

災害廃棄物仮置場における堆積廃棄物の安全性評価

(正)遠藤和人¹⁾、(正)高田光康²⁾、(正)山田正人¹⁾

1) 独立行政法人国立環境研究所、2) 大阪湾広域臨海環境整備センター

1. はじめに

東日本大震災のがれき発生量は2,260万トンと推計¹⁾され、その多くが既に一次仮置場へと集積されている。集積された災害廃棄物は混合廃棄物状態である場合が多く、仮置場によっては10mを超える堆積高さとなっていたり、1つの山が広大な面積となっている場合も少なくない。混合廃棄物には、草木類、畳、粗大ごみ、ふとん等綿花類の可燃性廃棄物が混入していることが一般的であるため、不適切に堆積させると火災の危険性がある。さらに、ガスボンベやバイク、ライター類も混入している可能性が高い。以上のことを鑑み、火災、悪臭、衛生問題に着目し、仮置場の適正な管理を目的とした安全性評価について検討した結果をとりまとめる。

2. 堆積廃棄物の発火メカニズム

混合廃棄物の堆積物における発火メカニズムは明確にされていないが、廃棄物組成を考えると不法投棄や不適正廃棄物処分場における発火事例を参考にすることができる。可燃性廃棄物の積み上げを開始した初期には、微生物による好気性代謝や化学的な水和、酸化反応等によって発熱が生じ、その上にさらに廃棄物を積み上げていくことで、放熱量が減少し、蓄熱がおこる。積み上げ高さを高くしていくと、廃棄物自身の自重や、重機が通過することで下層の堆積廃棄物が徐々に圧縮され、さらに放熱が困難となることで蓄熱が促進されていく傾向がある。同時に、空気の侵入道もふさがれるため、内部が嫌気的になり、悪臭成分が発生したり、嫌気性微生物反応によってメタンガスが生成させる。メタンガスは引火性のガスであることから、適度な酸素濃度を有するガスと混合し、何かしらの点火作用によって発火する危険性が生じる。

発火を防ぐために最も大切なことは、「内部の発熱速度 < 表面からの放熱速度」を維持することであり、この不等号が逆転することによって蓄熱が生じることになる。混合廃棄物の積み上げ高さを5m以下にすることで、発火の危険性を大幅に軽減できることが経験的に分かっている^{2), 3)}。

また、不飽和脂肪酸が存在すると、その酸化（二重結合の炭素に酸素が結合）熱によって、比較的低い温度でも蓄熱火災（余熱火災）がおきると報告されている。不飽和脂肪酸のうち、二重結合の不飽和結合を多く持つものほど発熱しやすく、オレイン酸は摂氏60度の環境下で20時間放置されると発火（余熱発火）し、100度の環境下では2.5時間で発火することが報告されている⁴⁾。この不飽和脂肪酸は木材からも抽出してくることから、混合廃棄物の堆積物の温度を適切に管理することが必要である。

仮に温度が上昇してしまうと、この酸化反応等による発火によってメタンガス等の可燃性ガスに引火することで火災が生じる。この時、酸素の供給が不十分だと無炎燃焼（炭焼き状態）となる。無炎燃焼は災害廃棄物の堆積物の内部で発生する地中火災となることから、水蒸気ではない煙等が目視されるまで気が付かないことが多い。酸素の供給が十分な領域があると、そこでは有炎燃焼となる。有炎燃焼となる場合は、廃棄物表面近傍での火災となるため、目視によって炎を確認することが可能となる。以上は、発火メカニズムの一例であり、全ての発火メカニズムを説明できる訳ではない。

いずれにしても、まずは温度をモニタリングすることが最も判断しやすい管理となる。表層から1m程度の深さで、摂氏60度以下であれば火災の危険性は少なく、摂氏75~80度を超過すると危険信号と考えてよい。深さ1mの温度のモニタリングが困難な場合、一酸化炭素濃度を測定して50ppmを超過するようであれば、危険信号とする考え方もある³⁾。

3. 仮置場の安全性評価チャート

災害廃棄物現場では、堆積廃棄物の温度をモニタリングすることや、一酸化炭素濃度を測定することは、機器類や労力という観点から困難と考えられる。そこで、簡易的に安全性を判断するチャートを作成した（図-1）。山の高さや面積、管理状況、放置時間等の8項目について採点（自己採点も可能）し、その合計点を用いて安全性評価をレベル1~4までの4ステップで実施するものである。レベル1であれば、心配なし、ということで問題なく、レベル4になると、早急な改善が必要となることから、何らかの対策を施し、少なくともレベル2の範囲になるような維持管理を行うことが推奨される。

①高さと②面積は、災害廃棄物の堆積物における発熱と放熱の関係から、蓄熱を防止する観点があり、嫌気性発酵による悪臭や衛生問題等の発生を防止することを目的としている。③可燃物の量について、一次仮置場における堆積物は可燃物のみではなく、金属くずのみを山積みしている事例もある。その場合、このチャート案での採点は0点となり、最も安全側の採点となる。④廃棄物の大きさは、放熱の流路に關係し、大きさが大きければ放熱可能な空隙面積も大きくなることから、蓄熱しにくくと判断される。⑤経過した時間は、蓄熱時間を意味しており、短い期間に山を崩しているのであれば、蓄熱が軽微と判断できる。⑥管理状況は、堆積物を定期的に積み替え（置き換え）することで蓄熱を防ぐ役割を果たす。重機道は、重機が堆積物上の同じルートをいつも通っているかどうかを判定しており、いつも同じルートを通過していると、その下部だけ締め固められることで、嫌気的な状態が作られることに対する懸念を判断している。⑦は危険物であるガスボンベや灯油缶、ライター類の混入であり、土砂が多量に混合している場合は、発火の危険性が減少することから、採点が小さくなるように設定している。⑧は、目視による確認として、水蒸気の発生状況や衛生害虫、悪臭等を定期的に管理しているかを問うものであり、直接的な火災発生にはつながらないが、気を配っているかどうかの確認項目となっている。

【連絡先】〒305-8506 つくば市小野川16-2 (独) 国立環境研究所 循環型社会・廃棄物研究センター
Tel: 029-850-2228 Fax: 029-850-2016 e-mail: k-endo@nies.go.jp

【キーワード】災害廃棄物、堆積廃棄物、火災

これら8項目について確認し、レーダーチャートに線を引くことで、どの部分に注意しなければならないかが、一目瞭然となる。できる限りレーダーチャートの面積を小さくし、かつ丸くすることが、仮置場の安全管理として望ましい姿といえる。

本論では災害廃棄物の仮置場を対象に記述しているが、平常時の不適正保管や仮置残置の堆積廃棄物についても本評価が利用可能と考えられる。

参考文献

- 1) 内閣府: <http://www.cao.go.jp/shien/index.html>, 7月22日(2011)
- 2) 財団法人廃棄物処理事業振興財団編著: 不法投棄及び不適正処理現場の対策と技術、大成出版社、pp. 80-90(2010)
- 3) 独立行政法人国立環境研究所ほか: 火災発生危険を有する堆積廃棄物の消火技術に関する共同研究成果報告書(2008)
- 4) 内田ら: 油脂(脂肪酸)の発熱性について、消防科学研究所報、第3号(1966)

仮置場の安全性評価チャート(案)

下記の指標をもとに仮置場の火災危険度、悪臭、衛生問題の発生危険度を評価する。
総合評点で、レベル1(心配なし)からレベル4(早急な改善が必要)までの判定を行う。

① 積み上げ高さ 5m以下 10m 15m以上	0点 5点 10点	【 】点
② 1つの山の面積 200m ² 以下 1000m ² 2000m ² 以上	【 】点	
③ 可燃物の量 (木材、ふとん、畳等) 少ない 中 多い	【 】点	
④ 廃棄物の大きさ 大きい 粗い 細かい	【 】点	
⑤ 経過した時間 3ヶ月 6ヶ月 12ヶ月	【 】点	
⑥ 管理状況 置き換えあり なし 置き換えなし 重機道あり	【 】点	
⑦ 危険物の混入 土砂多量混合 なし あり	【 】点	
⑧ 目視による確認 (水蒸気や衛生問題等) 毎日実施 1ヶ月毎 なし	【 】点	

《総合評価》

合計点数	レベル	処置
0 ~ 25	1	心配なし
26 ~ 40	2	注意を継続
41 ~ 60	3	改善が望まれる
61 ~ 80	4	早急な改善が必要

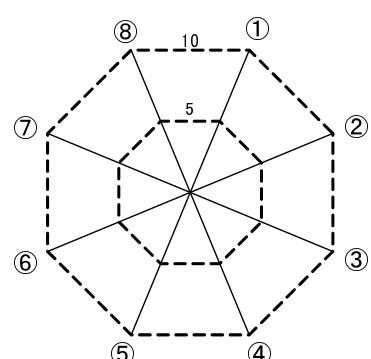


図-1 仮置場の安全性評価チャート(案)

事務連絡

平成23年6月17日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について（依頼）

被災地における生活環境を保全するためには、現在住民が生活を営む場所の近傍にある災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策が重要です。これから夏を迎えるとしている中、これらの対策が更に重要なものと考えられます。

災害廃棄物に起因する害虫や悪臭による日常生活圏への影響を低減する方法としては、①日常生活圏から離れた場所に移動させること（仮置場を日常生活圏から離れた場所に設置すること、仮置場内の保管場所を日常生活圏への影響が少ない位置とすること等）又は②速やかに中間処理を行うことが挙げられます。また、このような対応を直ちに行なうことが困難な場合の応急的な対策としては、当該災害廃棄物に消石灰を散布することや、消臭剤・殺虫剤を噴霧することが挙げられます。

なお、市町村等がこれらの応急的な対策を必要と判断する場合、災害等廃棄物処理事業の一環として行なうことが可能です。

このほか、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、社団法人日本ペストコントロール協会、財団法人日本環境衛生センター及び公益社団法人におい・かおり環境協会に相談窓口を設置しておりますので、参考までにお知らせします。

○災害廃棄物の消毒及び災害廃棄物に起因する害虫の防除に関する御相談

社団法人日本ペストコントロール協会 担当：茂手木（もてぎ）

TEL : 03-5207-6321 FAX : 03-5207-6323

○害虫の発生抑制に配慮した災害廃棄物の処理方法に関する御相談

財団法人日本環境衛生センター 担当：武藤（むとう）

TEL : 044-288-4878 FAX : 044-288-5016

○災害廃棄物に起因する悪臭に関する御相談

公益社団法人におい・かおり環境協会 担当：重岡（しげおか）

TEL : 03-5835-0315 FAX : 03-5835-0316

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、大野、宮田

TEL 03-5501-3154 (直通)、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp